

第 2 回水道料金等審議会 会議録

- 会議の名称：第 2 回甲府市水道料金等審議会
- 開催日時：平成 26 年 7 月 8 日（火）午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分
- 開催場所：甲府市上下水道局 3 階大会議室
- 出席委員：込山芳行委員、風間ふたば委員、末木徳夫委員、村上達彦委員、齋藤伸右委員、藤澤恵子委員、横山みどり委員、萩原雄二委員、田中利江委員、務台喜一郎委員、渡辺和恵委員、桐生康夫委員、清水雄太委員、長澤有紀委員、米山夫佐子委員
- 欠席委員：高嶋英一委員、齋藤徳子委員、小林明委員、松本響乃介委員
- 傍聴者数：0 名
- 次第
 - 1 開会
 - 2 報告事項
 - ・ 第 1 回水道料金等審議会会議録は承認された。
 - ・ 第 4 回目以降の審議会日程が確認された。
 - 3 議事
 - (1) 水道料金・下水道使用料のしくみについて
 - (2) 料金等の水準について～他都市との比較～
 - (3) お客様満足度調査について
(甲府市上下水道事業に対するアンケート調査報告書より)
 - (4) 算定期間について
 - (5) その他
 - 4 事務連絡
 - 5 閉会
- 審議内容

【会長】

それでは、次第の 3「議事」に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局から「(1)水道料金・下水道使用料のしくみについて」「(2)料金等の水準について～他都市との比較～」 「(3)お客様満足度調査について」を説明。

【会長】

ただいま事務局から、一括して説明がありました。何か、ご質疑、ご意見等は、ございませんか。

【委員】

2点質問事項がございます。まず一点目ですが、(2)料金等の水準についての中で、甲府市の水道料金は全国で721番目との説明でしたが、全体で何件中の順位なのか。もう一点は、(3)お客様満足度調査についての中で、1,500名にアンケート調査を配付となっていますが、1,500名とは実際は1,500世帯と見ていいと思いますが、全体で何件の中の1,500名なのか教えてください。

【事務局】

1点目ですが、平成25年4月1日現在、全国1,279の水道事業体の内、高い順位で721番目となります。2点目ですが、平成25年3月31日現在、甲府市上下水道局の給水世帯106,898件の内、1,500件となります。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

他に質問等ございますか。

【委員】

1点目は、(2)料金等の水準についての中で、県内15水道事業体の水道料金比較がありますが、料金を比較することは、非常に難しいデータだと思う。1位、2位と出てしまうが、説明の中でもあったように、水道料金は人口と水源の種類で決まってしまう。人口が多い大都市は料金が低い設定となっ
てはいるが、本当は水質というものが料金に反映しているのではないか。料金が低い
が実際は水質が悪いから市販の飲料水を購入しているといった場合は料金の比較に反映されないのではないか。全国的に見ればそういう格好になるが、
県内の料金を比較となるとやはり視覚で判断してしまうものである、給料と同じで他の大企業と比較するより身近な所と比較することに意味がある

と考えます。

この比較の中で、甲府市から水道を供給している、甲斐市や中央市が甲府市よりも料金が低いのはどうしてでしょうか。料金が低い甲府市から料金の低い甲斐市等に供給しているのは矛盾を感じる。また忍野村などは水源の水質が良いから料金が安くて当然だと思うが、身近な所と比較してしまうと見た目では甲府市は高いと感じてしまう。人口比などからみると山地の多い富士川町などは料金が低い、料金の比較は非常に難しいと感じる。もう一点は、県内の公共下水道12市の比較の中で、甲州市が水道事業体として水道料金は県内で一番高いのに、下水道使用料は県内で一番低いのはどうしてでしょうか。事業の進捗度と関係するのかもしれないが、矛盾を感じる。

【事務局】

1点目ですが、元々甲府市は水に恵まれず、荒川から給水する水利権を取得し甲府市だけではなく旧敷島町を給水区域に編入していった経過があり、現在旧敷島町は合併により甲斐市となっていますが、給水しているのは旧敷島町地区となります。中央市への給水も旧玉穂町地区への給水となり、昭和町へ水源を確保し給水したことによります。こちら合併により現在は中央市の一部となっております。甲斐市は旧竜王町、双葉町、中央市は、旧田富町、旧豊富町が井戸により独自に水道事業を行っていましたので、料金が低いと思われれます。

2点目の下水道使用料に関してですが、他市の下水道事業についてですので詳細は不明ですが、一般的には、補助金の繰入方法や、施設の建設時期が新しいこと、独自に終末処理場を持っていない等の要因が下水道使用料の違いとなってきます。甲州市の場合は、終末処理場を持っていないため、山梨県が運営しております峡東流域下水道の一部として、峡東浄化センターで処理をおこなっております。

【委員】

給水するにあたって、甲斐市と中央市からは負担金をもらっていますか。

【事務局】

使用した方から水道料金を徴収しておりますが、市からの負担金等はありません。

【委員】

では、甲斐市や中央市の場合は、地区により料金が違うということですか。

【事務局】

甲斐市の旧敷島町地区と中央市の旧玉穂町地区は、合併前から甲府市の給水区域でしたので、甲府市の料金体系となっており、それ以外の地区はそれぞれの市の料金体系となっております。

【委員】

わかりました。

【会長】

よろしいでしょうか。他に質問等ございますか。

【委員】

職員が、印刷発送等を行うランニングコストが結構かかると思われるが、上下水道料金の納付書は、委託されておりますか。

【事務局】

平成25年度までは、納付書用紙の印刷は、印刷業者に委託し、住所氏名や料金のデータ印刷及び発送業務は、職員が行っておりました。平成26年度から局1階にサービスセンターを開設し運営を民間に委託しておりますので、納付書のデータ印刷発送はサービスセンターで行っております。

【委員】

そうしますと、過去何年間との対比率から削減された経費が決算に反映されてきますか。

【事務局】

本年4月1日からの委託でありますので職員数等の削減が図れましたので、平成26年度からの決算には反映されます。

【委員】

(2)の料金等の水準についての中で、下水道使用料と同じ様な同類型都市との比較ではなく、全国の事業体の水道料金自体を比較しても、あまり有益な資料とは言えないのではないのでしょうか。同類の水道料金、下水道使用料体系の同類型都市と同じ条件での比較は出来ないのでしょうか。

【事務局】

全国の水道料金比較につきましては、甲府市の水道料金が高いとのご指摘の

中、単純に全国の水道事業体の中でどのくらいの水準に位置しているかを表したものです。同類型都市の水道料金の比較ですが、次の資料にあります、類似都市としまして、給水人口15万人から30万人未満、水源が表流水でダムを有しているという条件で、全国の25都市を比較したものがそれにあたります。

下水道使用料に関しては、事業開始時期により現在、設備投資の段階か、維持管理へ移行しているのか、などにより大きく条件が異なり、同条件での比較が非常に難しいところであります。その中で、処理規模や地理的条件、事業の進捗度から同類型都市として45都市を抽出して比較しているものとなります。

【委員】

甲府市が全国的にどのような位置にいるかのアピールだけになってしまっている。言い方は、失礼なのですが、見ようによっては分かりやすいのですが、同じ条件で見ているようではないと思う。

事務局の説明は、分かるのですが、どこがセールスポイントなのか曖昧なのではないかと思います。

安さを全面にだすのか、安全性を全面にだすのかでは、このペーパーの内容が変わってくると思います。

どのようにお考えでしょうか。

【事務局】

全国の水道料金比較につきましては、本市のアピールと言うより、県内で甲府市の水道料金が高いと言われている中、全国の水道事業体の中で、どのくらいの水準にあるかを示す資料となっております。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

他にご質問等は、ございませんか。

【委員】

甲府市上下水道事業に対するアンケートについてお伺いしたいのですが、まず、このアンケートは、どこで作成されたものなののでしょうか、2点目として、このアンケート結果をどのように生かされているかの2点をお伺いした

いと思います。

【事務局】

アンケートの作成については、作成から集計結果までの全てを上下水道局の経営企画課で行ないました。

この結果は、甲府市上下水道事業経営計画2008後期実施計画に反映させたり、今回の料金等審議会に生かしていきたいと考えています。

【委員】

具体的にどのような点で生かされているのでしょうか。

【事務局】

今回の料金等審議会では、3.11の東日本大震災発生により平成22年度に行なった調査結果と平成25年度に行なった調査結果が変わってきており、「安全でおいしい水の供給」や「水道料金や下水道使用料を上げないでほしい」といった回答から、耐震化や安全性を求めた回答が多くなっておりますので、今後、より一層耐震化を進めていくことを考えております。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

他に、何かございますか。

ないようですので、それでは、次に(4)算定期間について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

水道料金に関しては、公益社団法人「日本水道協会」が、「水道料金算定要領」を作成しております。

また、下水道使用料に関しては、公益社団法人「日本下水道協会」が、「下水道使用料算定の基本的考え方」を発行しております。

それぞれの協会の資料に基づき策定した、「甲府市水道料金算定要領」、「甲府市下水道使用料算定要領」を資料として配付させていただきました。

このふたつが、本市の水道料金と下水道使用料の算定要領となっており、双方とも2の総括原価、(2)料金算定期間、使用料算定期間において、算定期間は、概ね3年から5年を基準としております。

事務局といたしましては、甲府市の他の公共料金である住民票や戸籍の交付

手数料なども3年ごとに見直ししていることや、経済の推移や水需要の動向など不確定な要素が多々ありますので、3年の算定期間が適正ではないかと考えております。なお、前回平成23年度、前々回平成20年度の見直しの際も3年の算定期間となっております。

【会長】

ただいまの事務局からの説明につきまして何か、ご質疑、ご意見等は、ございませんか。

【委員】

甲府市上下水道事業経営計画2008が平成29年度までの計画となっているので、この計画とマッチングした算定期間となるわけですか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員】

今後説明される事業計画等の説明も甲府市上下水道事業経営計画2008とマッチングしてくるので、3年間という算定期間は非常に良いと思う。

【会長】

皆さんから、賛同いただきましてので、算定期間は、3年間といたします。それでは、議事(5)「その他」に移らせていただきます。

(5) その他

【会長】

皆さまの中で、本日、何か審議のご提案、質問等ございましたら、お願いいたします。

質問等もないようですので、これで、「議事」は、終了とさせていただきます。

事務連絡

【会長】

続きまして、「事務連絡」に移ります。

事務局よりお願いいたします。

【事務局】

(次回審議会日程等の説明)

【会長】

次の第3回審議会の説明がありましたが、何か、ご質問等ございませんか。

【会長】

なければ、これで「第2回甲府市水道料金等審議会」を閉会とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

以上